

学校で予防すべき伝染病及び出席停止の期間の基準

	対 象 疾 患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス パラチフス	} 治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹 <small>しゅちやう</small> が消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化 <small>かひ</small> するまで 主要症状 <small>しやうたい</small> が消退した後2日を経過するまで 伝染のおそれなくなるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	} 伝染のおそれなくなるまで